

福井市排水設備指定工事店用

指定工事店の の手引き

指定工事店になると.....

I

排水設備工事の手続き

1. 手続きの流れ
2. 排水設備台帳の作成手順
3. 下水道の使用開始・廃止

II

後付工事の手続き.....

III

汚水ます移設等立会願書.....

IV

排水設備工事貸付金.....

V

違反行為に対する処分.....

VI

登録内容の変更.....

VII

各種様式.....

VIII

《発行元》

福井市大手3丁目13番1号（企業局庁舎）

福井市下水道部 下水道お客様サービス室

TEL：(0776) 20-5634

FAX：(0776) 20-5663

I. 指定工事店になると、...

1. 排水設備工事を行うことができる。

福井市の公共下水が整備された区域では、排水設備工事は福井市長が指定した者(排水設備指定工事店)でなければ行うことができません。【福井市公共下水道条例第6条】

2. 過去の排水設備等工事台帳の閲覧ができる。

民地内の排水設備に関する図面を、当室で閲覧することができます。

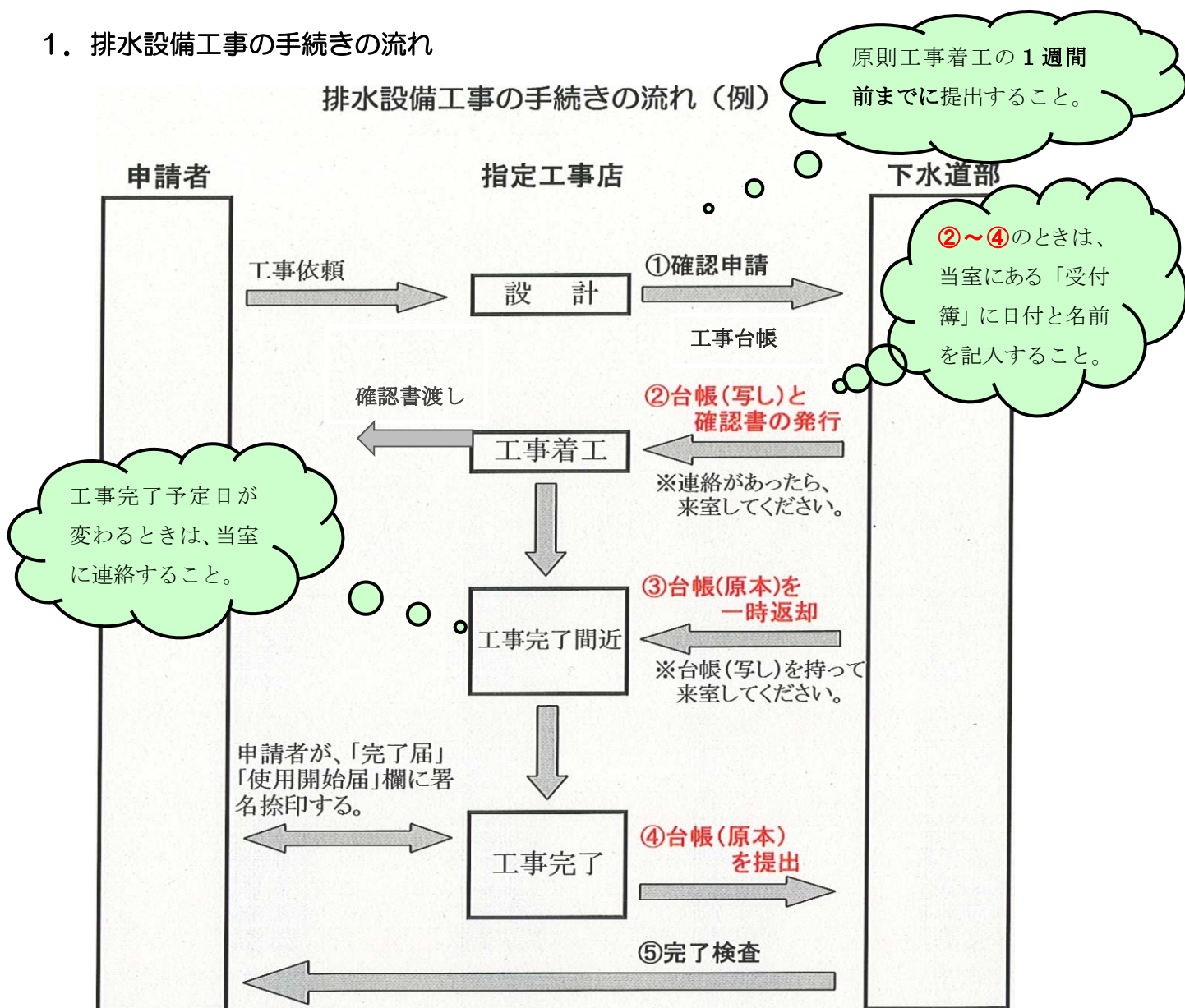
3. 住民に周知される。

住民に配布する資料に「指定工事店」として会社名、所在地及び連絡先が記載されます。また、市のホームページにも掲載されます。

II. 排水設備工事の手続き

1. 排水設備工事の手続きの流れ

排水設備工事の手続きの流れ(例)



排水設備の一部を工事する
時(改築等)も、申請すること。

① 確認申請

排水設備工事を行う場合は、その工事内容について、事前に確認を受けなければなりません。
【福井市公共下水道条例第4条】 によって、工事が決まり次第、「排水設備等工事台帳(以下、台帳という。)」に、
工事図面など、必要書類を添付の上、当室に提出してください。

《必要書類の例》

●除害施設設置届

基準(【福井市公共下水道条例第9条】)に適合しない下水が、継続して排出されることが見込まれる施設
の場合(例：飲食店、歯医者、ガソリンスタンド等)

●特定施設使用届

排水の水質の規制が必要な施設として、特別に指定された施設の場合(例：クリーニング業、
ガソリンスタンド等の下水道法第11条の2に規定する施設)

●ディスポーザ排水処理システム関係書類

ディスポーザを設置する場合(事前に当室と協議すること)

●事前着工願、誓約書、承諾書

止むを得ない事情により、工事を急ぐ必要がある場合や基準にそった施工ができない場合等
(事前に当室と協議すること)

●井戸等の給排水図

施設の水源として、市の水道以外(井戸水や山水)を使用している場合

●排水設備工事資金貸付金関係書類

工事依頼主が、貸付金制度を利用する場合(詳しくは、V. 貸付金制度参照)

●下水道使用開始届等

水洗式仮設トイレを使用する場合等(詳しくは、3. 下水道の使用開始・廃止の手続き参照)

「排水ヘッダーシステム」
「ディスポーザ」を使用する
場合は、事前に当室と
協議すること。

② 台帳(写し)と確認書の発行

審査が終り次第、各指定工事店に連絡します。「確認書」及び「台帳の写し」をお渡ししますので、
当室まで取りにきてください。《受付簿に記入》 また、この「確認書」は、依頼主に渡してください。

③ 台帳(原本)を一時返却

工事完了間近になったら、当室に台帳の原本を取りにきてください。《受付簿に記入》
台帳は、申請された「完成年月日」によって仕分けされていますので、②でお渡しした台帳(写し)で
「受付番号」を確認の上、来室してください。

④ (工事完了後)台帳(原本)を提出

「排水設備等工事完了届欄」と「下水道使用開始届欄」に、申請者の署名捺印を受け、台帳(原本)
を当室に提出してください。《受付簿に記入》

なお、この届出は、工事が完了した日から5日以内に提出してください。【福井市公共下水道条例第5条】

⑤ 完了検査

当室の検査員が、排水設備の検査を行います。この時、工事を監督した責任技術者に立会って
いただく場合がありますので、連絡を受けた責任技術者は、対応をお願いします。

また、検査不合格の場合は、指摘された内容について、速やかに対応してください。

改善後は、再度検査を行いますので、必ず当室にご連絡ください。

2. 排水設備等工事台帳の作成手順

「①確認申請」及び「④（工事完了後）台帳（原本）を提出」の際は、以下の手順で提出してください。

※ 灰色の欄は当室で記入しますので、記入しないでください。

(1) 「①確認申請」

- ・灰色以外の部分を記入する(ただし、点線内は除く)。
- ・メーター番号が確定していないときは、(2)で記入する。
- ・工事図面や、その他必要書類を添付する。

《必要書類の例》

- 除害施設設置届 ● 特定施設使用届 ● ディスポーザ排水処理システム関係書類
- 事前着工願、誓約書、承諾書 ● 井戸等の給排水図
- 排水設備工事資金貸付金関係書類 ● 下水道一時使用開始届等

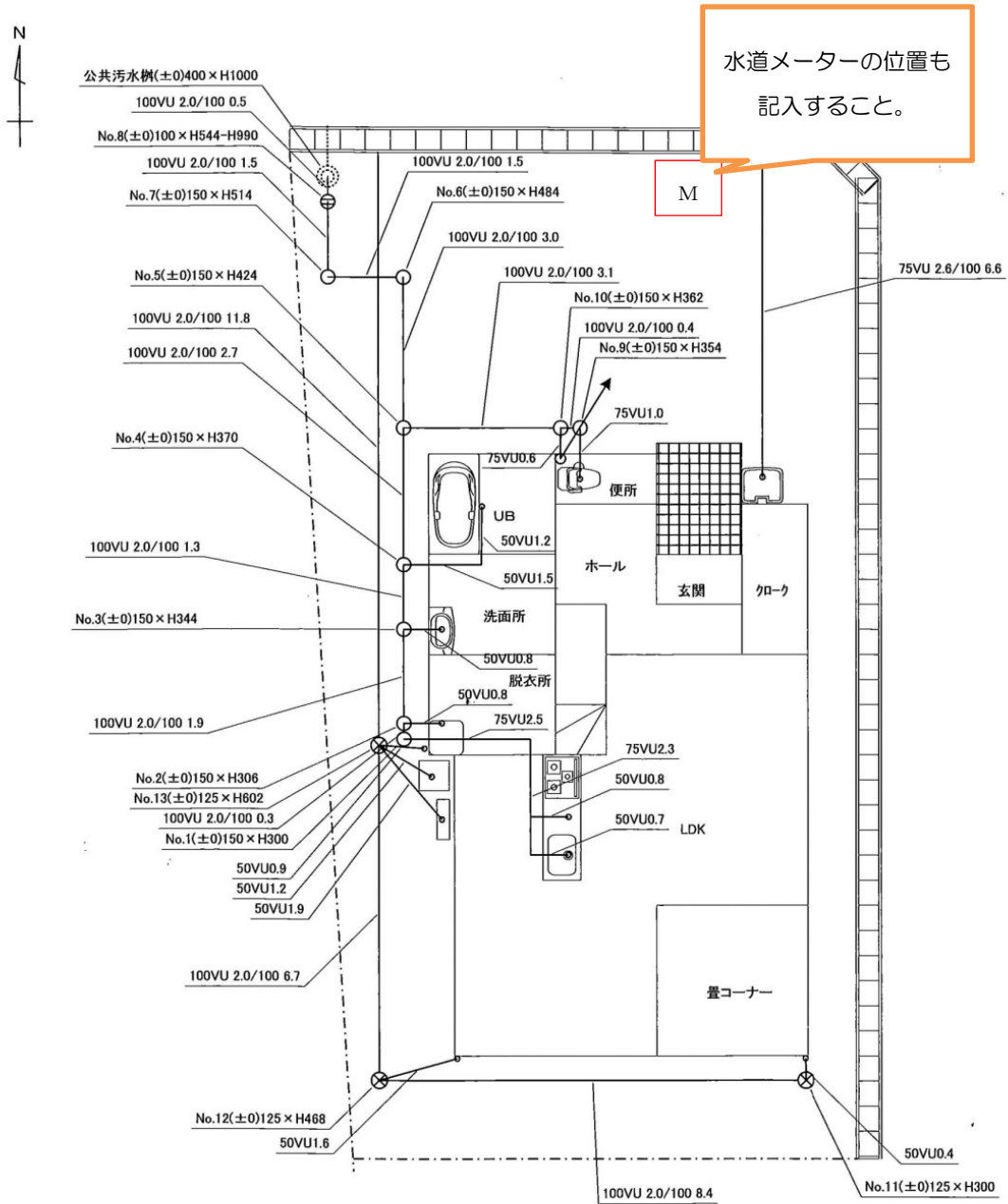
(2) 「④（工事完了後）台帳（原本）を提出」のとき

- ・点線で囲われた部分を記入する。
- ・「排水設備等工事完了届」及び「下水道使用開始届」欄に、工事完了日を記入し、申請者の署名捺印を受ける。
- ・(1)でメーター番号を記入していないときは、メーター番号を記入する。

排水設備等工事台帳				処理区	家屋番号
受付番号				供用開始	施設番号
試験 許可印				確認	室長
				完了	室長
【排水設備等計画確認申請書】 福井市長 様 平成 年 月 日 排水設備等の計画(変更)の確認を受けたいので 次のとおり申請します。				【排水設備等計画確認申請書】 平成 年 月 日 平成 年 月 日付で申請のあった 排水設備等の計画について確認しました。 福井市長 [印]	
設置場所	福井市			【排水設備等工事完了届】平成 年 月 日 排水設備等の工事が完了したので届け出ます。 (2) 申請者 [印] (4) 工事完了後 [印]	
申請者	住所 (名称) 氏名	(1) ①確認申請			
使用者	住所 (名称) 氏名	(2) 申請者 [印] (4) 工事完了後 [印]			
建物の用途				【下水道使用開始届】平成 年 月 日 下水道の使用を開始したので届け出ます。 申請者 氏名 [印]	
着工予定日	平成 年 月 日	使用水 <input type="checkbox"/> 市水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 口径 ◊ ■ 番号			
完了予定日	平成 年 月 日				
排水設備工事内容	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 汲取便所改造 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他				
排除方式	<input type="checkbox"/> 分流 <input type="checkbox"/> 合流	竣工届 平成 年			
排水人口	人 排水面積 m ²	検査 平成 年			
貸付金	千円 平成 年 月 日貸付	賦課期 平成 年 甲・乙			
排水設備指定工事店	[印]			附近見取図	
指定番号	[印]			4	
責任技術者名	登録番号	[印]			
摘要					

井戸水使用し、下水に排除する場合は必ず記入すること。

○図面記載例○



図面に記載する内容

- ・施設平面図(間取り、部屋種類)
- ・方角
- ・汚水、雨水管の口径、管種(VU, VP等)、長さ(屋内、屋外共通)
- ・汚水、雨水管の勾配
- ・汚水、雨水ますの径、土被り、敷地内に段差や傾斜がある場合は、汚水ますの天端高を仮基準(天端高を±0)としたGL
- ・ドロップますの場合は流入口、流出口の土被りをそれぞれ記載
- ・既設の排水設備がある場合は、既設箇所を破線(---)、新設箇所を実線(——)で記載
- ・除害施設
- ・水道メーターの位置

3. 下水道の使用開始・廃止の手続き

以下のような場合にも、当室に届出が必要です。

届出が必要なケース	届出名称
・水洗式仮設トイレを使用する。	・下水道一時使用開始届
・合流区域で、融雪のために井戸水を使用する。	・下水道使用開始届
・畑や更地にするために、排水設備を撤去する。	・下水道使用廃止届
・建て替えのために一時的に下水道を使用しない。	・下水道一時使用廃止届

Ⅲ. 後付（補備）工事の手続き

新たに汚水ますを設置し、既存の下水道本管に接続するための手続き

1. 申請

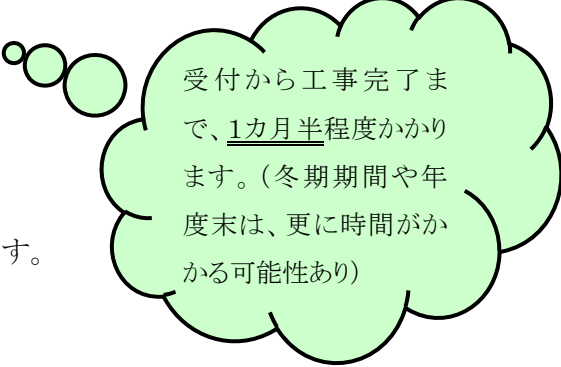
《必要となる書類》

- ① 汚水ます取付管特別設置願
- ② 竣工図の写し(平面図及び縦断図、A3)
- ③ 受益者申告書(処理区域によって3タイプ有)
- ④ 周辺地図(A4)

下記の場合は、①～④に加えて、必要な書類があります。

●水道と同時施工の場合

- ・同時施工願
- ・道路占有及掘削申請図(水道工事用と同じ)
- ・自治会長の同意書(車両通行止め用、A4)



受付から工事完了まで、1カ月半程度かかります。(冬期期間や年度末は、更に時間がかかる可能性あり)

2. 費用負担

当室から申請者に対し、納付書を送付します。

納付書の種類には、「汚水ます代」「取付管工事費」「受益者負担金(分担金)」があります。「取付管工事費」及び「受益者負担金(分担金)」については、申請者負担とならない場合がありますので、事前に当室の担当者にお問い合わせください。

3. 施工

上記費用の納付を確認した後に、下水道部下水管路課(維持係)が、業者の選定を行い、「汚水ます及び取付管設置工事」を発注します。

《“キャップ止め”から汚水ますを設置する場合》

現地に汚水ますがなくとも、取付管のみ整備されている場合があります。(竣工図には、取付管のみ表示され、“キャップ止め”と記載されています。)

この場合は、上記①～②を当室に提出したうえで、指定工事店で、汚水ますの設置を行ってください。このとき、様式①の右上余白に赤字で“キャップ止め”と記載してください。

また、工事の際には、当室の検査員が立会います。

IV. 汚水ます移設等立会願書

汚水ますを、移設・取替・撤去・嵩上・嵩下する場合は、立会願書を当室に提出の上、工事を行ってください。なお、工事の際は、当室の職員が立ち会います。工事施工後には、工事着工前、施工中、完了後 それぞれの写真を提出してください。

● 移設

汚水ますを1メートル以内(芯々)で、動かすのであれば、既存の取付管を利用することができます。ただし、汚水ますを1メートル以上動かす場合は、新たに取付管を設置する必要があります。(詳しくは、Ⅲ. 補備工事の手続き参照)

《「外ます」から「内ます」への移設》

福井市の中心地では、宅地内に汚水ますを設置するスペースがない等の理由で、公道上に汚水ますが設置されていること(=外ます)があります。これら外ますを、宅地内に移設する(=内ます)場合は、工事費及び汚水ます代を市が負担します。外ますに該当する工事の相談があった場合は、依頼主への制度周知にご協力をお願いします。

● 撤去

汚水ますを撤去する際は、取付管から下水道本管に土砂等が流入しないよう施工してください。また、既存の取付管は、後日下水道部下水管路課(維持係)が撤去します。

申請は、少なくとも1週間前に提出すること。

汚水ます移設等立会願書

年 月 日

様

住 所

願出人 氏 名 ⑤

連絡先 () -

みだしの件につきまして、当方が所有する汚水ますの
移設・取替・撤去・嵩上・嵩下
をしたいので立会をお願いします。

使用 者 (施 工 場 所)	住 所 (施 工 場 所)	氏 名	⑤
施 工 予 定 日	平成 年 月 日 () 午前 / 午後	既 設	個 深 さ m
汚 水 ます	新 設	個 深 さ	m
	ます番号	竣工図記入	
施 工 業 者	(付近見取図は別添のとおり)		
要 要			
土地所有者等の 承 諾	住 所	氏 名	⑤
使用者と土地所有者が異なる場合等、土地所有者または使用者の承諾が必要です。			
指定工事店名及び連絡先			
図面番号:		※竣工図及び台帳添付	

当室にある竣工図の図面番号(背表紙番号+紙番号)を記入すること。

施工時間(=立会時間)を記入すること。

V. 排水設備工事資金貸付金制度

福井市では、申請者に対し、排水設備工事にかかる資金を無利子で貸し付ける制度があります。工事の依頼主や住民に対する貸付制度についての周知に、ご協力いただきますようお願いいたします。

● 貸付制度の概要

貸付額	最高 100 万円まで (排水設備工事費用の範囲内)	合併処理浄化槽区域では浄化槽の設置に伴う配管工事も貸付対象。
金利	無利子	
貸付対象	排水設備工事にかかる費用 (新築を除く)	工事着工後は、申込みできないので注意!
償還方法	貸付した翌月から月 2 万円の均等返済	
申込み時期	排水設備工事の申請時	
貸付時期	排水設備工事が完了し、市の検査に合格した後	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井市内に住所を有すること。 ・ 市税、受益者負担金などに滞納がないこと。 ・ 一定の収入を有し、かつ、貸付金の償還能力を有すること。 ・ 確実な連帯保証人があること。 ・ 建物の用途が住宅又はこれに準ずるものであること。 	
連帯保証人の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有すること。 ※県内に居住している方しかいない場合は、当室にご相談ください。 ・ 市税、受益者負担金などに滞納がないこと。 ・ 一定の収入を有し、かつ、貸付金の償還能力を有すること。 	

VI. 違反行為に対する指導、処分について

1. 違反行為及び違反点数

平成26年11月1日から、「福井市排水設備指定工事店の処分等に関する規程」が改正され、違反行為や、それに対する指導及び処分の内容がより具体的に定められました。

違反行為にはそれぞれ「点数」が定められていて、点数の累積に応じて、指導、処分が行われます。

なお、この点数は、付された日から2年間消滅しません。

2. 指導・処分内容

指導及び処分の内容	累積点数
注意書の発行	1 点から 2 点まで
警告書の発行	3 点又は 5 点
3 月の指定の停止	6 点又は 7 点
6 月の指定の停止	8 点又は 9 点
指定の取消し	10 点以上

具体的な違反内容は、インターネット上に掲載されている上記規程に、掲載されています。(福井市例規集で検索)

福井市 | 例規集

例えば、無届工事(計画の確認を受けていない排水設備工事の施工)を 1 件行くと、5点が累積されます。2件で 10 点の累積となり、取消し処分になります。

Ⅶ. 登録内容の変更

1. 申請内容を変更する場合

次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に、「排水設備指定工事店申請事項変更届」と、様式に記載された添付書類を当室に提出してください。【福井市排水設備指定工事店に関する規則第9条】

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属の責任技術者に異動があったとき。
- (6) 専属の責任技術者の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。
- (7) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

2. 指定工事店を辞退する場合

指定工事店として、営業を廃止又は休止する場合は、直ちに、「排水設備指定工事店辞退届」と指定工事店証を当室に返却してください。【福井市排水設備指定工事店に関する規則第9条】

また、福井市公共下水道条例第4条の「指定工事店の資格要件」を満たさなくなった場合も同様に手続きを行ってください。

Ⅷ. 各種様式

当室にご提出いただく各種様式は、下水道部ホームページからダウンロードできます。

福井市ホームページの上部右上にあるサイト内検索欄に**各種様式**と入力し、検索ボタンをクリック。複数の様式集がありますが、その中の**下水道・浄化槽申請様式集**から、必要な用紙をダウンロードしてください。

